

### 3 提出予定議案（管理者提案） 説明資料

令和5年第1回沖縄県北部医療組合議会（定例会）  
（区分別）

区 分	議 案 区 分						合 計 (件)	備 考
	条 例 (件)	議 決 (件)	予 算 (件)	同 意 (件)	承 認 (件)	認 定 (件)		
議案数	2	0	0	2	17	0	21	うち同意議案1件は追加提出予定

## 令和5年第1回沖縄県北部医療組合議会（定例会）

提 出 予 定 議 案 一 覧 表		
区分・番号	件 名	頁
議案第1号	沖縄県北部医療組合議会の議員並びに監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例	1
議案第2号	沖縄県北部医療組合議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例	2
同意第1号	沖縄県北部医療組合の識見を有する監査委員の選任について	3
承認第1号	専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合公告式条例）	4
承認第2号	専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合の休日を定める条例）	5
承認第3号	専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合事務局に関する条例）	6
承認第4号	専決処分の承認について（沖縄県北部組合職員の定数に関する条例）	7
承認第5号	専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合職員のサービスの宣誓に関する条例）	8
承認第6号	専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合職員の分限に関する条例）	9
承認第7号	専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例）	10
承認第8号	専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合職員等の旅費に関する条例）	11
承認第9号	専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合特別職の職員の報酬及び旅費等に関する条例）	12
承認第10号	専決処分の承認について（長期継続契約を締結することができる契約を定める条例）	13
承認第11号	専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合議会の定例会の回数を定める条例）	14
承認第12号	専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合監査委員条例の制定）	15
承認第13号	専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合情報公開条例の制定）	16
承認第14号	専決処分の承認について（個人情報保護に関する法律施行条例）	17
承認第15号	専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例）	18
承認第16号	専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合と沖縄県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議）	19
承認第17号	専決処分の承認について（令和5年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算）	20
（追加提出予定）		
同意第2号	沖縄県北部医療組合議会議員から選任される監査委員の選任について	21

## 提出議案の概要

### 【議案名】

議案第1号 沖縄県北部医療組合議会の議員並びに監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例

### 【議案提出の理由】

地方自治法第292条において準用する同法第203条第4項及び同法第203条の2第5項の規定により、沖縄北部医療組合議会の議員並びに監査委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 沖縄県北部医療組合議会の議員及び監査委員の報酬の額を定める。
- 2 沖縄県北部医療組合議会の議員及び監査委員の費用弁償の額を定める。
- 3 条例の施行期日：沖縄県北部医療組合議会議員が選出された日のうち最も早い日（令和5年6月7日（恩納村議会））から適用

### 【説明】

#### 1 議員及び監査委員の報酬の額

区分	報酬の額
議長	年額 50,000円
副議長	年額 40,000円
議員	年額 30,000円
識見監査委員	年額 48,000円
議会選出監査委員	年額 20,000円

#### 2 議員及び監査委員の公務のための旅行の際の費用弁償の額

県外				県内			
鉄道賃、船賃、航空賃	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料	鉄道賃、船賃、航空賃	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料
実費	円	円	円	実費	円	円	円
	2,600	甲 13,100 乙 11,800	2,600		2,600	11,800	2,600

※ 宿泊料の「甲」は、東京都23区内及び政令指定都市をいい、「乙」は、その他の地域

## 提出議案の概要

### 【議案名】

議案第2号 沖縄県北部医療組合議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例

### 【議案提出の理由】

地方公務員災害補償法第69条第1項の規定により、沖縄北部医療組合議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関し必要な事項を定める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 議会の議員その他非常勤職員による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法第69条第1項の規定により、条例で補償の制度を定めなければならない。
- 2 条例の施行期日：沖縄県北部医療組合議会議員が選出された日のうち最も早い日（令和5年6月7日（恩納村議会））から適用

### 【説明】

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）（抄）

- 第69条** 地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員（特定地方独立行政法人の役員を除く。）のうち法律（労働基準法を除く。）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。
- 2 地方独立行政法人は、職員以外の役員のうち労働者災害補償保険法の規定の適用を受けないものに対する補償の制度を定めなければならない。
  - 3 第一項の条例で定める補償の制度及び前項の地方独立行政法人が定める補償の制度は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであつてはならない。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

同意第1号 沖縄県北部医療組合の識見を有する監査委員の選任について

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、沖縄県北部医療組合の識見を有する監査委員を選任するため、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項及び沖縄県北部医療組合規約第12条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 監査委員は、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、管理者が議会の同意を得て選任する。
- 2 友利健太氏は、沖縄県包括外部監査人や沖縄県病院事業会計決算諸表に関する検証委員会における委員長を歴任しており、地方公営企業における財務管理や行政運営に関し優れた経験と知識を有しており、監査委員として適任である。

### 【説明】

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）  
第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。
  - 2 識見を有する者の中から選任される監査委員の数が二人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から一を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。
  - 3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。
  - 4 識見を有する者の中から選任される監査委員は、常勤とすることができる。
  - 5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者の中から選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。
  - 6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とする。  
第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。
- 2 沖縄県北部医療組合規約（抄）  
第12条 組合に監査委員2人を置く。
  - 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員のうちから1人及び識見を有する者の中から1人を選任する。
  - 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期とし、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とする。
  - 4 組合議員のうちから選任された監査委員が組合議員の職を失ったときは、監査委員の職を失う。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

承認第1号 専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合公告式条例）

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、組合の事務執行の根拠となる条例を制定する必要があったが、沖縄県北部医療組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 地方自治法第16条第4項の規定により、公布に関し必要な事項を定める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

承認第2号 専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合の休日を定める条例）

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、組合の事務執行の根拠となる条例を制定する必要があったが、沖縄県北部医療組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 地方自治法第4条の2第1項の規定により、沖縄県北部医療組合の休日を定める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

承認第3号 専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合事務局に関する条例）

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、組合の事務執行の根拠となる条例を制定する必要があったが、沖縄県北部医療組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 地方自治法第158条第1項の規定により組合の組織に関する事項を定める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

承認第4号 専決処分の承認について（沖縄県北部組合職員の定数に関する条例）

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、組合の事務執行の根拠となる条例を制定する必要があったが、沖縄県北部医療組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 地方自治法第172条第3項の規定により組合職員の定数に関する事項を定める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

承認第5号 専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合職員のサービスの宣誓に関する条例）

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、組合の事務執行の根拠となる条例を制定する必要があったが、沖縄県北部医療組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 地方公務員法第31条の規定によりサービスの宣誓に関する事項を定める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

承認第6号 専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合職員の分限に関する条例）

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、組合の事務執行の根拠となる条例を制定する必要があったが、沖縄県北部医療組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 地方公務員法第27条第2項、第28条第3項及び第4項の規定により組合職員の分限及び懲戒に関し必要な事項を定める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

承認第7号 専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例）

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、組合の事務執行の根拠となる条例を制定する必要があったが、沖縄県北部医療組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 地方公務員法第29条第4項の規定により組合職員の懲戒の手続き及び効果に関し必要な事項を定める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

承認第8号 専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合職員等の旅費に関する条例）

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、組合の事務執行の根拠となる条例を制定する必要があったが、沖縄県北部医療組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 地方公務員法第24条第5項の規定により組合職員等の旅費に関し必要な事項を定める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

承認第9号 専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合特別職の職員の報酬及び旅費等に関する条例）

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、組合の事務執行の根拠となる条例を制定する必要があったが、沖縄県北部医療組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 地方自治法第203条の2第5項の規定により特別職の職員の報酬及び旅費等に関する必要な事項を定める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

承認第10号 専決処分の承認について（長期継続契約を締結することができる契約を定める条例）

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、組合の事務執行の根拠となる条例を制定する必要があったが、沖縄県北部医療組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 地方自治法施行令第167条の17の規定により長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

承認第11号 専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合議会の定例会の回数を定める条例）

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、組合の事務執行の根拠となる条例を制定する必要があったが、沖縄県北部医療組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 地方自治法第102条第2項の規定により組合議会の定例会の回数に関する必要な事項を定める。
- 2 沖縄県北部医療組合議会の定例会の回数は、年2回とする。
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

承認第12号 専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合監査委員条例の制定）

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、組合の事務執行の根拠となる条例を制定する必要があったが、沖縄県北部医療組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 地方自治法第202条の規定により監査委員に関し必要な事項を定める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

承認第13号 専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合情報公開条例の制定）

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、組合の事務執行の根拠となる条例を制定する必要があったが、沖縄県北部医療組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 住民の知る権利を尊重し、説明する責務を全うするために組合が作成又は取得した情報の公開に関し必要な事項を定める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

承認第14号 専決処分の承認について（個人情報保護に関する法律施行条例）

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、組合の事務執行の根拠となる条例を制定する必要があったが、沖縄県北部医療組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

承認第15号 専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例）

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、組合の事務執行の根拠となる条例を制定する必要があったが、沖縄県北部医療組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 地方公営企業法の規定に基づく病院事業の設置等に関し必要な事項を定める。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

承認第16号 専決処分の承認について（沖縄県北部医療組合と沖縄県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議）

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、地方公務員法第7条第4項の規定による公平委員会の事務を沖縄県に委託する規約の協議を行うにあたっては、議会の議決が必要であったが、沖縄県北部医療組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議については、組合職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために必要なものであるため、組合設立時に行う必要がある。
- 2 地方公務員法第7条第4項の規定により、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会の事務を地方公共団体の人事委員会に委託することができるとされていることから、沖縄県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議については、議会の議決を必要とするが、組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、専決処分を行った。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

承認第17号 専決処分の承認について（令和5年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算）

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、令和5年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算を計上する必要があったが、沖縄県北部医療組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 沖縄県北部医療組合の設立に伴い、令和5年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算を計上する必要があったが、沖縄県北部医療組合議会の議員が選挙されていないことから、議会が成立しないため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分を行った。
- 2 公立沖縄北部医療センターの建設及び管理運営等を共同事務とする沖縄県北部医療組合を令和5年4月1日に設立するため、令和5年度の事業活動に必要な経費を計上した。

### 【説明】

令和5年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算のポイント

#### 1 業務の予定量

公立沖縄北部医療センター建設工事実施設計業務 298,230千円

#### 2 収益的収支の状況

（単位：千円）

	令和5年度当初	備考
収益的収入 A	106,318	
医業収益	0	
医業外収益	106,318	
うち県負担金	106,318	組合の運営に対する沖縄県負担金
収益的支出 B	106,318	
医業費用	106,318	
うち人件費	74,457	流用禁止項目（予算案第8条）
うち備用品費	20,296	業務用通信機器の導入等
うち賃借料	5,219	業務用車両、パーソナルコンピュータの賃借等
医業外費用	0	
特別損失	0	
予備費	0	
収支差額 C(A-B)	0	

#### 3 資本的収支の状況

（単位：千円）

	令和5年度当初	備考
資本的収入 A	406,328	
企業債	0	
国庫補助金	0	
県補助金	406,328	
寄附金	0	
資本的支出 B	406,328	
建設改良費	406,328	公立北部医療センター建設工事に係る実施設計等
企業償還金	0	
国庫補助金返還金	0	
県補助金返還金	0	
予備費	0	
収支差額 C(A-B)	0	

## 提出議案の概要

### 【議案名】

同意第2号 沖縄県北部医療組合議会議員から選任される監査委員の選任について

### 【議案提出の理由】

沖縄県北部医療組合の設立に伴い、沖縄県北部医療組合議会議員から選任される監査委員を選任するため、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項及び沖縄県北部医療組合同規約第12条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 監査委員は、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項及び沖縄県北部医療組合同規約第12条第2項の規定により、管理者が議会の同意を得て選任する。
- 2 ○○○○氏については、沖縄県北部医療組合議会からの推薦がある。(又は組合議会において互選により決定されている。)【P】

### 【説明】

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）  
第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。  
2 識見を有する者の中から選任される監査委員の数が二人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から一を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。  
3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。  
4 識見を有する者の中から選任される監査委員は、常勤とすることができる。  
5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者の中から選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。  
6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とする。  
  
第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。
- 2 沖縄県北部医療組合同規約（抄）  
第12条 組合に監査委員2人を置く。  
2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員のうちから1人及び識見を有する者の中から1人を選任する。  
3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期とし、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とする。  
4 組合議員のうちから選任された監査委員が組合議員の職を失ったときは、監査委員の職を失う。